

令和 7 年度 諏訪区、津有区、高士区合同地域協議会
(第 3 回諏訪区地域協議会、第 4 回津有区地域協議会、第 6 回高士区地域協議会)
次第

日時：令和 7 年 9 月 25 日 (木) 18:30～

会場：津有地区公民館 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

①津有・高士・諏訪区新保育園整備事業の進捗状況について（幼児保育課）

②公の施設の使用料等の見直しについて（資産活用課）

4 その他

(1) 次回開催日程について

日 時：令和 年 月 日（ ）午後 時 分から
会 場：_____
内 容：_____

(2) その他

5 閉会

〔資料（事前送付）〕

- ・ 次第
- ・ 資料No.1 津有・高士・諏訪区新保育園整備事業の進捗状況について
- ・ 資料No.2 公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ
- ・ 資料No.3 公の施設の使用料等の見直しについて

津有・高士・諏訪区新保育園整備事業の進捗状況について

雄志中学校区における公立4保育園（戸野目、上雲寺、高士、諏訪保育園）を統合・再編した新保育園の整備を雄志中学校周辺で予定しています。現時点における新保育園の施設配置イメージ（案）や整備事業の進捗状況等について、お知らせします。

1 新保育園の施設配置イメージ（案）



※園舎等の設計業務と合わせて詳細な施設規模等を検討するため、このイメージ（案）も変更となる可能性があります。

2 整備事業の進捗と今後の予定

- 令和7年8月までの実施内容
 - ・ 埋蔵文化財の試掘調査を実施した結果、遺跡は出てきませんでした。
- 令和7年9月以降の予定
 - ・ 今年度は、地質調査を実施します。
 - ・ 令和8年度以降、園舎等の設計業務に着手します。なお、新保育園の開園には整備着手後、4年から5年程度かかる見込みですが、同設計業務の実施を通じ、詳細な整備スケジュールを確定させます。

3 地域協議会への諮問について（予定）

- (1) 諮問先：津有区地域協議会
- (2) 諮問内容：公立4保育園の統合及び移転整備について
- (3) 諮問時期：令和7年12月を予定しています。

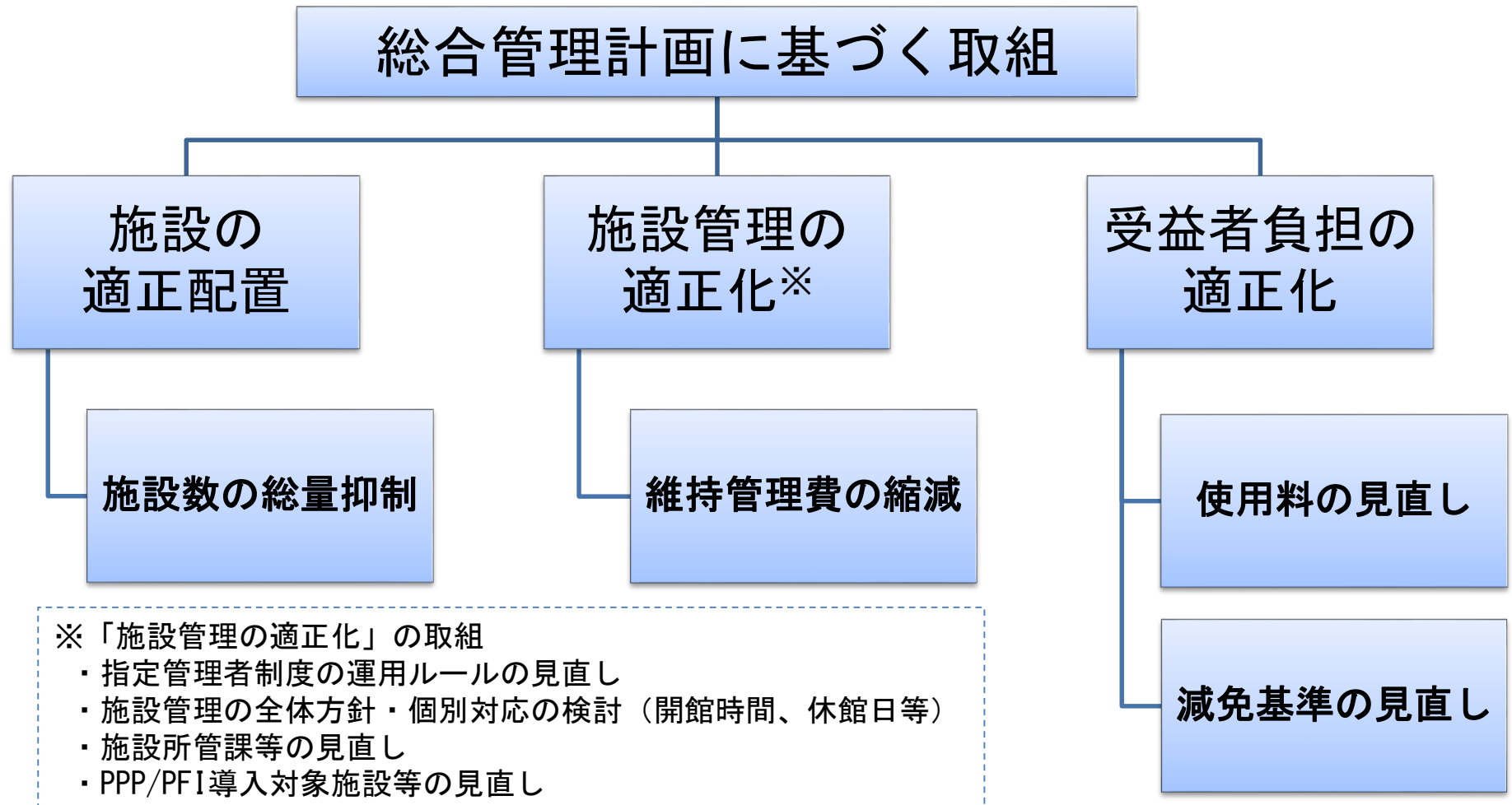
【担当】

上越市幼児保育課施設配置適正化係

☎ 025-520-5723（直通）

公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



公の施設の使用料等の見直しについて

1 使用料等の基本方針の策定について

(1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

(2) 使用料等の実態

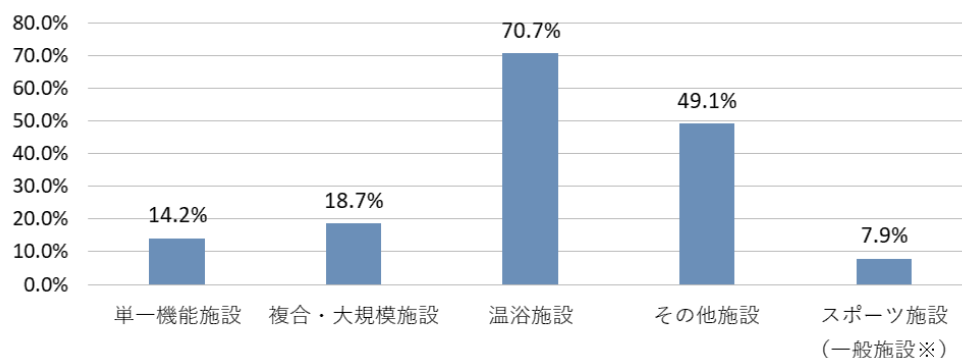
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

【公の施設の収支状況※】

維持管理経費 約50.1億円	公費負担分	約30.5億円 (約60.8%)
	うち減免 約1.9億円	
	利用者負担分 約19.6億円 (約39.2%)	

※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成 27 年 10 月の見直し時と同様です。

(1) 使用料等算定の基本方針

ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいております。受益の範囲内において料金を設定しています。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】

施設に係る全ての経費（ライフサイクルコスト）			
運営に係る経費（人・物）		大規模改修経費	建設・取壊し経費
		土地取得経費	
受益者負担分	公費負担分		
Ⅱ			
使用料			
受益者負担分		公費負担分	

ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

(2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第 244 条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

(3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設（必需的な施設）は、市民の必要性が高く、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてもよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてもよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供するサービスの必需性（選択性） 	必需的	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0% 学校、保育園、図書館、公園、コミュニティプラザ、児童館、保健センター
		受益者負担：75%	受益者負担：50% 貸館施設、スポーツ施設、ゲートボール場、高齢者交流施設、地区集会施設、生涯学習センター、公民館	受益者負担：25%
	選択的	受益者負担：100% 宿泊・日帰り温泉施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	受益者負担：75% 交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	受益者負担：50% 博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
		私益的		公益的

提供するサービスの公益性（私益性）

(4) 原価の考え方

公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定

$$\boxed{\text{原価}} \times \frac{\boxed{\text{使用貸室面積}}}{\boxed{\text{総貸室面積}}} \times \frac{\boxed{\text{利用時間}}}{\boxed{\text{年間利用可能時間}}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定

$$\frac{\boxed{\text{原価}}}{\boxed{\text{年間利用者数}}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- ・ 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- ・ 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- ・ 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- ・ 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- ・ 使用料等：原則100円単位
- ・ 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- ・ 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- ・ 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- ・ エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- ・ 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- ・ 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- ・ 地域振興を目的に、主に市外や県外の利用者を想定している施設
- ・ 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキー場
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上での市民向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始